

(令和 7 年 7 月 3 日町長決裁)

令和 7 年度北谷町障害者就労施設等からの物品等の調達方針

1 趣旨

本町では、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成 24 年法律第 50 号。以下「障害者優先調達推進法」という。）第 9 条第 1 項の規定に基づき、障害者就労施設等からの物品等の調達を図るため、次のとおり調達方針を策定する。

2 用語の定義

本方針において使用する用語は、障害者優先調達推進法で使用する用語の例による。

3 適用範囲

本方針の適用範囲は、町が発注する物品及び役務（以下「物品等」という。）の調達とする。

4 対象となる障害者就労施設等

対象となる障害者就労施設等は、次のとおりとする。なお、本町に所在の障害者就労施設等からの調達を優先するものとする。

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。）に基づく施設等
 - ア 就労継続支援事業所（A 型、B 型）
 - イ 就労移行支援事業所
 - ウ 生活介護事業所
 - エ 障害者支援施設（生活介護、就労移行支援及び就労継続支援を行う入所施設）
 - オ 地域活動支援センター
- (2) 障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）に基づく助成を受けている小規模作業所
- (3) 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律施行令（平成 25 年政令第 22 号）に基づく施設
 - ア 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号。以下「障害者雇用促進法」という。）に基づく子会社の事業所（特例子会社）
 - イ 重度障害者多数雇用事業所（（ア）～（ウ）の全てを満たすもの）

- (ア) 障害者の雇用者数が5人以上
 - (イ) 障害者の割合が従業者の20パーセント以上
 - (ウ) 雇用障害者に占める重度身体障害者、知的障害者及び精神障害者の割合が30パーセント以上
- (4) 障害者雇用促進法に基づく在宅就業障害者及び在宅就業支援団体

5 調達する物品等の種類

障害者就労支援施設等が提供可能な物品等とする。

6 担当窓口

本方針の担当窓口は、住民福祉部福祉課（以下「担当課」という。）とする。

7 調達の推進方法

- (1) 担当課は、調達を円滑に進めることができるよう、障害者就労施設等から提供可能な物品等の情報を提供する。
- (2) 担当課は、年度ごとに、前年度の調達実績等を勘案し、当該年度において調達する物品等についての目標を設定する。
- (3) 障害者就労施設等からの物品等の調達に際しては、予算の適正な執行に配慮しつつ、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第1項第3号の規定による随意契約を効果的に利用し、調達の推進に努めるものとする。

8 共同受注窓口の活用

物品等の調達に当たっては、障害者就労施設等にあっせん及び仲介する業務を行う共同受注窓口である一般財団法人沖縄県セルフセンターを積極的に活用する。

9 調達実績の公表

担当課は、年度ごとに調達実績を町ホームページ等により公表する。

10 調達の目標

令和7年度調達目標を次のとおり設定する。

目標額 4,000千円

11 その他

障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に資するよう、必要に応じて、本方針の見直しを行うものとする。